

告示

埼玉県告示第七百九十七号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ メチルⅡニ―「Ⅰ―（五―フルオロペンチル）―ⅠH―インドール―Ⅲ―カルボキサミド」―Ⅲ―フェニルプロパノアート（通称名MPHP―Ⅱニ〇Ⅰ、MPHP―Ⅱニ〇Ⅰ）及びその塩類
- ロ ニ―（ブチルアミノ）―Ⅰ―（四―クロロフェニル）プロパン―Ⅰ―オン（通称名Ⅳ―Chloro―N―butylcathinone）及びその塩類
- ハ Ⅲ―「Ⅰ―（エチルアミノ）シクロヘキシル」フェノール（通称名Ⅲ―HO―PCE）及びその塩類

二 効力発生の日

令和元年十二月十八日